

令和8年度不登校支援事業における不登校支援センター派遣業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和8年度不登校支援事業における不登校支援センター派遣業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）業務目的と概要

東淀川区内の市立小中学校において、不登校、継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒等を対象に、学校、区役所と連携して、登校支援や学校内でのサポート、又は学校外の居場所との連携等を行うセンターを派遣することで、児童生徒の継続的な登校や社会的自立、教職員への負担軽減等を含めた学校教育活動全体の支援に繋げることを目的として実施する。

（2）業務内容

別紙「仕様書」を参照のこと

（3）契約上限金額（委託料）

金 5,425,000 円を上限とする（消費税を含む）。

※契約の締結は、令和8年度予算成立を条件とする。

（4）委託期間

契約締結日（令和8年4月中旬頃）から令和9年3月31日（水）まで

（5）履行場所

本市が指定する区内市立小中学校（合計9校以内）及び区内の市立小学校長・中学校長及び本市が指定する場所（詳細は別紙「仕様書」を参照のこと）

（6）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料の支払い

ア 業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

イ 受注者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に相応する業務委託料相当額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

（3）契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金及び保証人について

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の (ア) 及び (イ) に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 別紙「仕様書」「11 業務内容」に関する業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。

ウ 受託者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていること

- (1) 民間法人・任意団体（法人格は問わない）又は個人事業主であって、国又は地方公共団体ではないこと
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (4) 納税義務者にあつては、直近 1 カ年において、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること

- (5) 本公司型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
 - (6) 企画提案書の提出時において、不登校児童生徒に対する支援に関する業務を継続して1年以上実施した実績があること、又は1年以上実施する見込みであること
 - (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

5 スケジュール (予定)

内 容	日 程
令和8年1月28日（水）	公募（書類配布・ホームページ掲載）開始
令和8年2月6日（金）午後5時30分まで	質問受付締切
令和8年2月13日（金）	質問回答（ホームページ）
令和8年2月20日（金）午後5時30分まで	応募申請書類一式提出期限
令和8年2月26日（木）	参加資格決定通知送付、企画提案書受付開始
令和8年3月9日（月）午後5時30分まで	企画提案書提出期限
令和8年3月中旬	企画提案会（書類審査・プレゼンテーション審査）、選定会議
令和8年3月30日（月）	選定結果通知送付・最終選定結果の公表
令和8年4月中旬ごろ	契約締結 委託事業開始

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付・回答

ア 受付期間
令和8年1月28日（水）から令和8年2月6日（金）午後5時30分まで
(締切以後の質問は一切受け付けない。)

イ 質問方法
質問書(様式自由)を作成し、E-mailにより募集要項「9 担当課」
(tm0016@city.osaka.lg.jp) あて送付すること。なお送付の際には件名に【令和8年度不登校支援事業における不登校支援センター派遣業務委託質問】と記載のこと

※ 電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

※ 団体等名・担当部署・担当者・電話番号を記載すること

ウ 回答日
令和8年2月13日（金）に市ホームページで行う。

(2) 公募型プロポーザル応募申請及び参加資格審査について

ア 提出期限
令和8年2月20日（金）午後5時30分まで

イ 提出書類
次の書類をすべて提出すること
なお、様式の指定のないものは、任意様式又は各種証明書を提出すること

(ア) 応募申請書（様式1）

(イ) 使用印鑑届（様式2）

- ※ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）に登録のある法人は使用印鑑届の実印を省略することができるこことする
- (ウ) 応募申請に係る誓約書（様式3）
- (エ) 業務委託契約における誓約書（様式4）
- (オ) 法人等の概要及び業務内容がわかるもの（パンフレット等、様式は問わない）
- ※ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）に登録のない法人等については、次の（カ）～（コ）の書類も併せて提出すること
- (カ) 印鑑証明書※法人のみ（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可）
- (キ) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表又はこれに相当する書類
- (ク) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）
- ※ その他団体等で法人登記がない場合は、代表者資格証明書（様式5）とともに、定款又は約款に類する規定及び役員名簿又は代表者を定めた時の議事録の謄本又は抄本（書類の枚数が多いとき）若しくはこれに代わる書類を提出すること。
- (ケ) 直近1年以内の税務署が発行する消費税及び地方消費税納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）
税務署の様式その3又は様式その3の3〔法人〕、若しくは様式その3の2〔個人〕
- ※ 非課税の場合は非課税証明書（税務署証明書様式その3又はその3の3も可）でも可
- (コ) 直近1年以内の市町村民税及び固定資産税納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）
- ※ 非課税の場合は非課税証明書を提出すること。ただし、市町村で非課税証明書の発行がない場合は理由書の提出でも可
- ※ 固定資産税の対象となるものがない場合は、その旨を記載した理由書の提出でも可
- (サ) 企画提案書の提出時において、不登校児童生徒に対する支援に関する業務を継続して1年以上実施した実績があること、又は1年以上実施する見込みであることがわかるもの
- ※ 上記(オ)の提出により確認できる場合は省略するこことする

ウ 提出方法

必要書類は東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）1階 12番窓口へ持参もしくは送付すること。提出書類に不備がある場合は、受付しない。持参の場合は、本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分までとする。送付の場合は、簡易書留により送付し、提出期限までに必着とする。なお、送付事故等により不着となった場合においても、本市は一切の事情を考慮しない。

エ 参加資格決定通知

応募要件の資格審査を行ったうえ、令和8年2月26日（木）に審査結果を通知する。

（3）企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書（様式6）

イ 提出部数

5部（正1部、副4部）

ウ 提出期間

令和8年2月26日(木)午前9時～令和8年3月9日(月)午後5時30分まで

エ 提出方法

必要書類は東淀川区役所保健福祉課(子育て・教育)1階12番窓口へ持参もしくは送付すること。提出書類に不備がある場合は、受付しない。持参の場合は、本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分までとする。送付の場合は、簡易書留により送付し、提出期限までに必着とする。なお、書類不備や送付事故等により不着となった場合においても、本市は一切の事情を考慮しない。

オ その他

- (ア) 提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名や事業者が推定できる記載があれば黒塗りなどをすること
- (イ) 提出できる案は、1案のみとする。
- (ウ) 期限後の提出・差し替えは認めない。
- (エ) 書類提出に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとする。

7 審査・選定に関する事項

(1) 審査基準

審査項目及び配点は次のとおり。

審査項目	配点
○事業理解 ・事業内容について趣旨・目的をよく理解し、的確な考え方が示されているか ・本市の不登校に関する状況に対して把握・理解しているか	10
○具体的な内容 ・事業目的の達成(児童生徒の継続的な登校や社会的自立、教職員の負担軽減等を含めた学校教育活動全体の支援)を可能とする提案内容になっているか ・多様化する支援の必要性に対し、専門性を活かした提案内容であり、かつ実現可能なものとして示されているか	40
○実行性 ・事業実施体制(責任者やサポーター等必要な人員の配置、学校や区役所等との連携方法(事業実施状況の確認手段を含む)、人材確保の方法)が具体的かつ現実的なものとして示されているか ・様々な背景を持つ児童生徒と接するにあたり、事業目的を達成しうる人材育成方法(必要な研修の実施等)が示されているか ・当該事業に類似した事業実績があり、提案した事業の確実な遂行が見込めるか	30
○安全配慮・危機管理等 ・安全・危機管理等(個人情報の適切な管理、通常の安全配慮及び危機管理に加え、災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制)が妥当であるか	10
○経費内訳 ・収支計画が具体的、効率的かつ妥当であるか ・本事業実施にあたり、安定的な事業継続が可能か	10
計	100

(2) 選定方法

ア 応募資格の資格審査を行ったうえ、その資格を認めたものの企画提案の中から、学識経験者等による書類審査及びプレゼンテーション審査により、最も優れた提案者を契約締結予定事業者とする。

※ 事業者によるプレゼンテーションは企画提案書を基に行うものとし、当日追加での書類の配付や企画提案書の内容から逸脱するプレゼンテーションは不可とする。

イ 委員の評価点の平均が 60 点に満たない提案は、選定しないこととする。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「具体的な内容」項目の得点が高い者を契約締結予定事業者とするが、同点であった場合、くじ引きとする。

エ 採否についての異議申し立て等は受け付けない。

(3) 選定結果の通知

(1) の基準に照らして考慮し、審査を行い、委託事業者を選定する。選定結果については、令和 8 年 3 月 30 日（月）にすべての提案者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や疑義は一切受け付けない。

(4) 失格事由

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めるこ

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこ

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこ

オ 提出期間内に提出書類等が提出されなかつた場合

カ 要項に違反又は著しく逸脱した場合

キ 当事業において宗教活動や政治活動を目的として行う法人

ク その他不正行為があつた場合

8 その他

(1) 受託事業者として果たすべき責任

ア 個人情報保護の取扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例及び大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切に管理を行わなければならない。

イ 情報公開への対応

受託事業者は、大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

ウ 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること

(2) 応募上の注意事項

ア 提案に係る経費はすべて事業者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

- ウ　すべての企画提案書は返却しない。
- エ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づく公開を除く)。
- オ　期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ　参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(3) その他

この業務委託に係る令和8年度大阪市一般会計予算案が成立しない場合、この業務委託は行わない。また、この場合、令和8年度不登校支援事業における不登校支援センター派遣業務委託公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、その損害について一切負担しない。

9 担当課

東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育） 1階12番窓口

住所：大阪市東淀川区豊新2-1-4

電話：06-4809-9807（担当：堀井・上野）

E-mail アドレス：tm0016@city.osaka.lg.jp